

令和5年6月21日

府中市下水道公共ます設置自費工事基準

この基準は、公共下水道の公共ますの新設等について必要な事項を定める。

1 公共ますの設置数

合流区域内では1区画(1戸)当たり1基とし、分流区域内では汚水ますと雨水ますをそれぞれ1基とします。雨水管が整備されていない場合は、浸透処理とします。

地形等で排水を分散する場合等は、市担当者と別途協議してください。

2 公共ますの設置位置

市道・私道の場合は道路内の敷地境(L形側溝や歩道等)に設置してください。ただし、敷地境にU字溝や水路がある場合や都道及び国道側へ設置したい場合は敷地内に設置してください。また、内径φ700mmコンクリートます、及び人孔を設置する場合も敷地内に設置してください。

公共ますを敷地内に設置する場合は、あらかじめ設置位置(宅地及び私道等)の土地所有者から承諾を得て、市に「無償使用承諾書」を提出してください。設置位置については道路から近い位置(原則1m以内と)で、柵等で囲わず、将来にわたり維持管理するうえで支障となるものが無い位置とします。

3 公共ますの構造

標準的な構造は、内径φ300mm塩化ビニール製で深さは1.0mとします。その他仕様は次のとおりとします。

蓋の種類		ます種類・内径(mm)		深さ(m)	設置場所
コンクリート製	L形	塩化ビニール製	φ300	1.2まで	道路街きよ
		コンクリート製	φ500	1.4まで	
	円形		φ700	1.6まで	敷地内
鋳鉄製	防護蓋	塩化ビニール製	φ300	1.2まで	歩道、敷地内
	人孔蓋 T-14、T-25	コンクリート製	φ700	1.6まで	敷地内
			φ750以上	協議による	

公共ますの底部はインバート仕様で、出入口はストレートとしてクロス等は不可とします。

公共ますの蓋には府中市章及び排水区分「合流、おすい、雨水」を標示してください。

コンクリート製のますにはコンクリート蓋を標準として使用し、歩道の切下げ部や民地内で大型車（2 t 以上）が通る箇所に設置する場合は鋳鉄製の蓋を使用してください。

4 取付管

標準的な管種は、塩化ビニール管内径φ150mmとします。土被りが浅い場合はFRPM管等の強固な材料を使用してください。

下水道本管（以下「本管」という。）に対しての接続は直角とし、取付支管は90度支管を標準とします。なお、起点人孔直近で下流本管に接続する場合は、上流から3か所までを目途として管軸60度支管を使用してください。

取付支管の接続間隔は、本管が鉄筋コンクリート管の場合は支管口の中心間距離を1.0m以上とし、塩化ビニール管の場合は0.7m以上とします。

取付管と既存の埋設管との離隔は300mm以上とします。離隔が確保できない場合は、埋設管管理者及び道路管理者に対処方法（耐摩板を設置するなど）について確認してください。

最低土被りは、舗装厚+300mm以上とします。（都道の場合は、歩道土被り0.9m以上、車道1.2m以上。）土被りが浅くなる場合は、道路管理者に対処方法（FRPM管等の強固なものを使用、及び防護コンクリートを設けて保護する等）について確認してください。

60度以上の曲管は使用を不可とし、30度曲管等を2個組み合わせて使用してください。

5 本管への接続

- (1) 取付支管は本管の直上方向から5度、及び60度までの間で接続してください。本管直上への接続は避けてください。
- (2) 本管が深い箇所等で推進施工で計画する場合は、自費工事申出時に市が審査に必要な資料（財下水道新技術推進機構建設技術審査証明や施工計画・方法及び実績等）を添付して提出願います。
- (3) 本管が浅い場合は、自在曲支管や浅埋自在支管を使用する等、浅層埋設する方法を検討してください。

6 その他

既設公共ますの取付管が陶管だった場合は、公共ますを移動または改築すると施工の影響で亀裂が入るなど破損する恐れがあることから、取付管を本管接続箇所（陶管根元）から塩ビ管に入れ替えてください。

7 市届出関係

(1) 着工前

「下水道施設に関する工事の申込書」を提出して承認を得てください。

※承認書の内容を必ず確認してから施工すること。

添付書類：①案内図、②現況写真、③平面図、断面図、構造図

（既設の埋設管や公共ます、及び新設内容を記載すること。）

④無償使用承諾書

（敷地内に公共施設を設置する場合は必ず提出すること。）

⑤その他（市担当職員から求めがあった書類）

提出部数：各1部

(2) 竣功時

「下水道施設に関する工事の完了報告及び引継書」を提出して確認を得てください。

添付書類：①案内図 ②工事写真 ③竣功図

④公共ます設置届出書

⑤その他（市担当職員から求めがあった書類）

提出部数：各1部

(3) その他

・府中市に「下水道施設に関する工事の完了報告及び引継書」提出後に帰属する下水道施設の施工については、下水道法第16条に基づく承認工事扱いとします。

・新設道路を事業者管理（私道）とする場合は、私道の排水設備は事業者管理とします。なお府中市下水道条例第5条に基づき、着工前に府中市指定下水道工事店より「排水設備計画届出」を提出すること。

・本基準の記載内容にない事項等については、府中市下水道課と協議願います。

お問合せ先

府中市都市整備部下水道課

府中駅北第2庁舎 府中市寿町一丁目5番地

電 話 042-335-4382

F a x 042-335-0125

e-mail gesui01@city.fuchu.tokyo.jp